

独立行政法人建築研究所
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 研究開発の基本的方針				
① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応 ・下記に示す研究開発を重点的かつ集中的に実施する ア) 安全・安心で質の高い社会と生活を実現する研究開発 イ) 持続的発展が可能な社会と生活を実現する研究開発 ウ) 社会の構造変化等に対応する建築・都市の再構築を推進する研究開発 エ) 情報化技術・ツールの活用による建築生産の合理化と消費者選択を支援する研究開発 ・研究所全体の研究費のうち、概ね70%を充当する	・中期計画の重点的研究開発課題を推進するため、個別研究開発課題を的確に実施する ・研究所として、重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理する	S	・社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の70.4%を充当し（目標は概ね70%）、着実に研究を実施した。 ・研究実施にあたっては、外部評価委員会を設け課題の選択、進捗状況の適切な評価、管理を行う体制を整えている。 ・また、20年度末に変更した中期計画で新たな柱とした「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」など、社会的関心やニーズの高い12課題を新たに重点的研究開発課題として適確に設定し推進した。また、「建設廃棄物に由来する再生骨材・木質再生材料の活用技術の開発」など建築基準法、省エネルギー法、住宅品質確保法等国の技術基準に反映されるような質の高い成果をあげており、極めて適切に対応している。 ・これら総合すると中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・20年度に新たに設定された重点的研究開発課題に対するさらなる成果の充実が急がれる。 ・特に、低炭素社会等に関する研究などについて、国内で先導的役割を果たすとともに、社会ですぐに活用できるよう、また国民の意識が向上するよう、研究の焦点のあて方に注意して進められたい。他省庁等との連携も必要である。 ・都市分野にも配慮して研究に取り組まれたい。

② 建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進 ・萌芽的研究、基礎的・先導的な研究、地道な研究などの基盤研究を中長期的視点に立ち計画的に実施する	・萌芽的研究、基礎的・先導的な研究、地道な研究などの基盤研究を中長期的視点に立ち計画的に実施する	S ・津波の発生過程を解明するプログラムの開発、ノンエンジニアド住宅の耐震性向上に関する課題等や気候変動、環境問題、蒸暑地域住宅の研究等、アジアなど開発途上国における地震災害低減、環境改善に関する課題のほか、鉄筋コンクリート部材の損傷評価など社会的ニーズに応える研究にも意欲的に取り組んでおり、高強度鉄筋コンクリート造による柱梁部材と柱梁接合部の構造実験をとおして長周期地震動の発生時に高層建築物が多数回の繰り返し作用応力で損傷する可能性に関するデータと知見を整備するなど、社会的に注目され、かつ将来の技術基準整備につながる成果も着実にでている。 ・また、建築学会や建築研究開発コンソーシアム等の各種委員会等に積極的に参画し、研究シーズの発掘に取り組むとともに、社会ニーズの高い課題に対応した研究開発を計画的に実施している。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・アジア等の開発途上国に対して貢献できる研究を、さらに積極的に幅広く行われたい。 ・研究課題設定においては、深掘りすべき研究と広域にわたるシステム研究のバランスに配慮しながら、ハード技術だけでなく、ソフト技術についても成果を期待したい。 ・低炭素化時代等をみすえ、機器のシステム開発だけでなく、自然を生かした建築に関する研究も取り組まれない。
--	--	--	---

(2) 他の研究機関等との連携等 ① 産学官との連携等による共同研究の推進 ・外部の研究機関等との共同研究を積極的に推進し、各年度において40件程度実施する。 ・共同研究の実施にあたっては「建築研究開発コンソーシアム」の活用を図る ・海外の研究者の受け入れ、研究所の職員の海外派遣等を積極的に実施する	・外部の研究機関等との共同研究を積極的に推進し、40件程度実施する ・海外の研究機関との研究交流を推進する	S	・外部の機関との共同研究を50件、海外との共同研究を29件実施し、中期計画の数値目標（40件程度）を大幅に上回っている。 ・建築基準整備促進補助金事業では建築研究所の主導の下で昨年度以上の件数の共同研究により技術基準作成に必要な知見の蓄積を促進したほか、建築研究開発コンソーシアムにおいて、民間企業との共同研究、各種研究会への参加などの取り組みを積極的に行っている。 ・日本を代表する公的研究機関としてアジアを中心に海外との共同研究に積極的に取り組んでおり、中国・同済大学と「住宅・都市環境計画技術研究会」を開催したほか、「蒸暑地域住宅の研究／研修プログラム」を開催し、インドネシア、サモア等との研究交流を行っている。また、海外との共同研究の成果の中には、カナダの研究機関との共同研究で開発した大地震時における木造住宅の倒壊に至るまでの挙動を解析する数値計算手法など世界をリードするものもある。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・アジア各国との共同研究推進に一層努められたい。 ・地震研修を終えて帰国した外国人研究者との共同研究の推進など、国際的な貢献を期待したい。 ・日本の森林がもっと活用されることにつながる共同研究を実施されたい。 ・継続的に推進すべき長期的テーマと緊急性の高い短期的テーマの推進のバランスに留意されたい。 ・民間の活力を有効に引き出すための工夫について留意されたい。
--	--	----------	---	---

② 研究者の交流 ・国、大学、民間研究機関等との人事交流を推進する ・客員研究員又は交流研究員として毎年度20名程度の受入れを実施する ・海外から毎年度15名程度の受入れを実施する	・国、大学、民間研究機関等との人事交流を推進する ・客員研究員又は交流研究員として20名程度の受入れを実施する ・海外から15名程度の受入れを実施する	S	・客員研究員又は交流研究員47名、海外研究員35名を受け入れ、年度計画（目標：客員研究員・交流研究員20名程度、海外から15名程度）を大幅に上回って目標を達成するなど、研究員の受け入れ、交流を積極的に行っている。 ・特に、アジアを中心に海外からの研究者受け入れを増やしているほか、所内の受け入れ体制の強化も図った。 ・研究開発力強化法を踏まえ、21年度にテニュア・トラック制度を導入し、23名の応募者の中から4名の任期付研究者を採用しており、優秀な研究者の採用に積極的に取り組んでいる。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・研究者受け入れが増加している傾向は望ましい。さらに交流を推進してほしい。 ・テニュア・トラック制度等の導入による成果については、今後の成果を見る必要があるが、同制度の活用により研究者の質の向上と入所希望者が一層増えるよう努められたい。
(3) 競争的研究資金等外部資金の活用 ・競争的研究資金を戦略的に獲得する ・受託研究を積極的に実施する	・文部科学省科学研究費補助金、国土交通省住宅・建築関連先端技術開発助成事業等の競争的研究資金の戦略的に要求する ・受託研究を積極的に実施する	A	・前年度を上回る件数の外部資金を獲得するなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・獲得件数は微増しているが、研究予算合計に対する競争的研究資金の割合は増加していないので、一層の努力が必要である。 ・より大きな額の競争的資金の獲得や質の高い研究の実施など、競争的資金確保に向けて努力されたい。 ・同様に受託研究の受け入れにも一層の努力をされたい。

(4) 技術の指導 ・災害を含めた建築・都市計画技術に関する技術指導を積極的に実施する	・建築・都市計画技術に関する技術指導を積極的に実施する	S	・「長期優良住宅先導的モデル事業」、「住宅・建築物省CO₂推進モデル事業」の評価業務を実施するとともに、建築研究所が世界をリードしている蒸暑地域向け省エネ技術をアジア等に普及する建築環境技術研修を開始するなど、住宅の長寿命化や省CO₂技術の推進とその普及に大いに貢献した。 ・国土交通省関係施策への技術指導はもちろん、環境省の地球温暖化対策に係る中長期ロードマップづくりや文部科学省の学校耐震化への協力など、他省の施策に対する技術指導も積極的に対応した。 ・イタリア・ラクイラ地震、チリ地震を始めとする国内外災害調査を実施するとともに、調査・委員会への研究者派遣などの技術指導も積極的に実施している。 ・地震や耐震に関する実績に加え、環境問題に対する技術指導についても取り組んでおり、実績を上げている。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・研究活動とのバランスに留意しつつ、引き続き環境問題、災害調査に対する技術指導に取り組まれない。
--	---	----------	--	--

(5) 研究成果の普及等 ① 研究成果の迅速かつ広範な普及 ・研究成果発表を毎年度10回以上実施する ・研究所のホームページのコンテンツ充実等により、毎年度300万件以上のアクセス件数を目指す ・研究内容及び成果を分かりやすく解説した広報誌を発行する ・施設の一般公開を毎年度2回実施する	・研究成果発表を10回以上実施する ・研究所のホームページのコンテンツ充実等により、300万件以上のアクセス件数を目指す ・研究内容及び成果を分かりやすく解説した広報誌を発行する ・施設の一般公開を春と夏の2回実施する	S	・22回の研究成果発表会(目標:10回以上)を行い、研究成果の広範な普及に努めた。 ・専門紙記者懇談会などメディアを通じた情報発信数、テレビ等での紹介回数は大きく増えており、このうち建築研究所の記者発表を踏まえて新聞等に掲載された件数は、前年度の186回から282回へと大幅に増加している。また、ホームページのアクセス件数も約637万件(目標:300万件以上)と目標を大きく上回っており、国民に対して存在感を一層高めている。 ・また、建築研究所講演会には前年度比16%増の538名の参加者を得た。来場者に対するアンケートでも、約85%が「良かった」とする意見であり、好評であった。 ・春・夏の研究施設の一般公開(目標:春と夏の年2回実施)には延べ1800名を越える見学者を受け入れ、子供の理系離れに配慮した企画も行われた。その他、建築研究所の施設見学者は21年度延べ822名であった。 ・耐震化、建築物の長寿命化、環境問題、住宅の瑕疵問題など行政上推進すべき技術の普及に貢献した。 ・以上のとおり、研究成果を広く普及するための積極的な取り組みは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・一般の人々向け、実務者向けのテーマを別々に設定した成果の普及について、普及媒体の検討を含め引き続き努めて欲しい。 ・環境的な技術の普及については強力に推進してほしい。 ・さらに低炭素社会実現へのライフスタイルの変革など、未来を先取りするような研究成果の普及にも留意されたい。
---	--	----------	--	--

② 論文発表と知的財産の活用促進 ・研究成果を学会での論文発表等により、周知、普及する ・査読付き論文の発信量について毎年度60報以上を目指す ・知的財産権の創出とその適正管理を推進する	・査読付き論文の発信量について60報以上を目指す ・知的財産権の創出とその適正管理を推進する	S	・論文発表数522報、査読付き論文数65報であり、目標とする件数(査読付論文60報以上)はクリアした。 ・これらの研究業績を踏まえ、所員が空気調和衛生工学会の論文賞、文部科学大臣表彰の若手科学者賞、日本都市計画学会の論文奨励賞を受賞している。 ・また、民間との共同研究にかかわる10件の特許が登録されており、前年度の5件より大きく増えた(平成13年度以降総計32件)。平成21年度特許等収入は約130万円であり、今後の更なる自己収入の増大に向け、広報等の取り組みを開始した。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・順調と思われるので次年度もこの傾向を維持すべく、論文発表において一層の努力を期待する。 ・研究成果がどのようなところに反映されたのかが分かるようにまとめられるとよい。 ・建築技術の工業所有権等知的財産権で経済的に潤うケースは少ないが、広く国民が使えることに意味があるということに留意し、さらなる知的財産の創出による社会貢献と同時に、保有特許の活用等適正管理を推進されたい。
③ 研究成果の国際的な普及等 ・職員を国際会議等に参加させるとともに、海外研究機関へ派遣する ・国際的な情報発信を一層推進する ・国際協力機構と連携した開発途上国の研究者等の受入れと海外研究機関への職員の派遣を推進する	・職員を各種国際会議等に参加させるとともに、海外研究機関へ派遣する ・海外からの研究者の積極的受入れる ・国際会議等を開催・支援する ・国際協力機構と連携した開発途上国の研究者等の受入れと海外研究機関への職員の派遣を推進する	S	・国際会議等に延べ51名の研究者を派遣するとともに、地震応答制御建築物に関する国際シンポジウムなど2件の国際会議を開催(共催を含む)した。 ・フィンランド政府など海外からの要請による成果の普及やアジア等に対する環境技術をはじめとする建築技術の普及など、研究成果の普及に効果的な活動が見られ、評価できる ・我が国の技術のガラパゴス化を防ぐためには、世界をリードする研究を行い、その成果を海外に情報発信することが必要であるが、アジア等の国々に向けて「蒸暑地域住宅の研究/研修プログラム」の一環として、建築研究所が世界に先駆けて開発した蒸暑地域向けの省エネ住宅設計技術の普及を図る等、その一端が見えた	・環境技術等の国際的な貢献、アジアへの普及を目指し、引き続き積極的に取り組まれない。 ・日本の災害も多種多様になってきており、海外事例を学ぶことは重要になってくる。国際交流と普及はどんどん進められたい。

			ことは評価できる。 ・ JICA の要請に基づき、中国・四川大地震の復興支援やチリ地震の現地被害調査など 5 件の技術協力案件があり、計 10 名の職員を派遣した。 ・ さらに UNESCO（国際連合教育科学文化機関）本部の協力による「建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト」において、国際地震工学研修の英語版講義ノート等をインターネット上で無償公開するなど、プロジェクトの中核機関として着実にアクションプランを推進した。 ・ 急速に発展するアジアを含む世界の国々との人脈づくり、技術提携の発展など今後の関係づくりとしても評価できる。 ・ 以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	
④ 建築物内の地震動観測の推進 ・ 建築物内の地震動を観測するネットワークを充実する ・ 観測記録等の積極的に公開する	・ 建築物内の地震動を観測するネットワークを充実する ・ 観測記録等の積極的に公開する	A	・ 全国で計 76 地点に 214 台の強震計を設置し、多くの貴重な強震記録を収集・公表した。このような建築物に対する公表を行っているのは建築研究所のみである。21 年度に新たに設置したのは、国立国会図書館、埼玉新都心合同庁舎 2 号館である。 ・ それらの記録を強震速報としてホームページ上で公開する等、広範な研究への利用を可能とした。 ・ 以上のとおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・ 強震計を民間の建物を含む多様な建築物に積極的に設置し、データベースを拡充・公表されたい。

(6) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動 ・長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施する ・カリキュラムの更なる充実等を図る ・地震学や地震工学に関する研究を積極的に実施する	・長期・短期あわせて30名程度の研修を実施する ・政策研究大学院大学と連携した修士号授与やカリキュラムの充実を図る ・国際的共通課題の解決に貢献するための研究開発等を進める	S ・開発途上国から目標を大きく上回る55名の研修生を受け入れ（目標：30名程度）、国際地震工学研修を着実にを行うとともに、政策研究大学院大学と連携し、地震学コース、地震工学コース、津波防災コースに計22名の研修生を受け入れ、全員に修士号学位を授与した。 ・さらに日本政府の中国・四川大地震の復興支援策として中国耐震建築研修を平成21年度から開講し、毎年20名の中国人研修生の受け入れを開始した。これら研修修了生が母国で指導者となり、今後3年間で5,000名の耐震技術者を育成する予定であることから、建研は大きな役割を果たしている。 ・また、地震カタログの作成・公表や講義ノート（英語）の公表、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築をほぼ終えるなど、地震工学に関する先進的な研究の成果を活かし、極めてよく国際協力・指導に努めている。 ・これらの活動成果を国際地震工学センターのホームページより広く世界に発信し、21年度のアクセス件数は前年度を20万件上回る163万件となり、成果普及の積極的な取り組みは評価できる。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。	・過去50年間途上国を中心に世界の地震学及び地震工学の普及を行った結果、研修終了後それぞれの国で要職につき活躍する人が増えていることはこれまでの地震工学国際研修の優れた成果である。特に東南アジアなど途上国の耐震技術の向上に向け、これからの貢献をさらに期待したい。 ・地震カタログの作成・公表や講義ノート（英語）の公表などの成果については、今後の活用状況を調べる必要がある。 ・地震多発国からの研修生を重点的に受け入れ、日本の地震工学分野の先進性をアピールされたい。
---	--	--	--

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 組織運営における機動性の向上 ・研究領域ごとに研究職員をフラットに配置する ・関連部門の研究職員を結集したプロジェクトチーム制を活用する ・研究支援業務を見直し、管理部門比率を引き下げる	・研究領域ごとに研究職員をフラットに配置する ・関連部門の研究職員を結集したプロジェクトチーム制を活用する ・研究支援業務の業務内容、業務フローの再点検作業を実施する	A	・研究領域ごとに職員をフラット配置した組織形態及び関連分野の職員を結集したプロジェクト・チーム方式をとり、20年度に長期住宅評価室、省CO2評価室を設置し、さらに21年度はそれら室の増員を行い、研究開発体制の強化を行った。 ・さらに10個のプロジェクトチームを結成し、専門領域を超え共同して研究開発が実施出来る体制を整え、研究を推進した。 ・所内会議や職員との意見交換会等により、理事長による内部ガバナンスの一層の強化に取り組んだ。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・研究開発等業務運営の更なる効率化のため、所内外の人材活用や理事長による内部ガバナンスなどにより、組織運営について一層の機動性の向上を図られたい。
(2) 研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築 ・研究開発の開始前、中間段階、終了後に、必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について自己評価、内部評価、外部評価を実施する ・研究者個々の活動と成果に対する定期的な評価システムを構築する ・事後評価結果をその後の研究開発に積極的に反映させる	・自己評価、内部評価、外部評価を適切に実施する ・研究者の業績を評価するシステムによる評価を実施する	A	・研究評価の実施については、自己評価、内部評価、外部評価の順で各グループ単位に適切に実施され、その結果を踏まえた研究開発、予算配分が行われるなど、研究評価体制が十分整備されている。また、21年度は研究評価の客観性、公正さ、信頼性を確保に留意しながら、研究評価委員の見直しを行った。 ・研究者の質の向上と、評価者と被評価者官の双方向のコミュニケーションの向上に向け、研究者業績評価システムの運用が開始された。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・研究者の業績評価システムについては、人数の少ない研究組織でもあることから短期的な実績評価にとらわれないなど、慎重に運用されたい。

(3) 業務運営全体の効率化				
① 情報化・電子化の推進 ・決裁の電子化の本格導入や電子的情報共有の一層の推進による文書のペーパーレス化を積極的に推進する	・文書のペーパーレス化を推進するため、電子的情報共有システムの一層の活用を図る	A	・積極的に情報化・電子化を推進しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・過度なペーパーレス化の推進により、業務に支障のないよう注意されたい。
② アウトソーシングの推進 ・一層のアウトソーシングを推進する	・定型的業務のアウトソーシングを実施する ・研究支援業務の合理的な業務運営に向けた検討を推進する	A	・自らの行うべき業務に集中・特化し、質の高い業務実施が可能となるよう、アウトソーシングの適否について個別に検討した上で、研究補助業務、施設管理業務等について適切にアウトソーシングを行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・アウトソーシングが予算の無駄につながることも多いので注意されたい。
③ 一般管理費及び業務経費の節減 ・一般管理費について、平成17年度予算額に対し平成22年度までに15%相当額を削減する ・業務経費について、平成17年度予算額に対し平成22年度までに5%相当額を削減する	・一般管理費及び業務経費について、平成20年度予算額に対しそれぞれ3%、1%削減した予算の範囲内で適切に執行する	A	・光熱水費の削減等の取り組みにより、一般管理費を3%削減した予算の範囲内（目標：3%削減）で執行を行い、また、業務経費についても1%削減した予算の範囲内（目標：1%削減）で適切に執行し、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	—
(4) 施設、設備の効率的利用 ・外部の研究機関の利用促進を図るため、外部の研究機関が利用可能な期間を年度当初に公表 ・外部機関に対し事前に施設利用意向を聴取し、研究所の施設利用計画との調整を行う方式を導入	・外部の研究機関の利用促進を図るため、外部の研究機関が利用可能な期間を年度当初に公表する	A	・21年度は27件の外部機関による施設・設備の利用があり、外部機関による利用促進がはかられた。 ・4回の公開実験等を開催し、実験施設の紹介を行ったり、業界関係者の視察を積極的に受け入れるなど、施設貸し拡大のための取り組みは評価できる。また、更なる自己収入の拡大に向け、実験施設を広報するパネル、パンフレットの作成について検討している。 ・以上のとおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・産学官連携による共同研究の推進等により、施設・設備の効率的利用に努められたい。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	(1) 予算 ・「随意契約見直し計画」を踏まえ、随意契約によることが真にやむをえないものを除き、一般競争入札等により実施する (2) 収支計画 (3) 資金計画	A	・定められた予算等について計画的な執行を行っている。 ・また、契約の公正性・透明性の確保に努め、随意契約の割合は全契約数の8.8%、金額にして5.5%である。いずれも民間企業等で、公益法人との契約はなかった。競争入札においては、1者応札は前年度比9.7%減の72.7%となっている。その原因は業務の特殊性であるとみられるが、契約状況について契約監視委員会のチェックを受け、アンケート調査の実施等の改善策を講じた。 ・総合評価落札方式の導入に向けた検討も進んでいるとともに、複数年度契約についても明確に規程に位置づけるなど着実に進められている。 ・以上のとおり、一般競争入札等への移行について中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	・一者応札が多くならないようさらに努められたい。 ・透明性の確保について引き続き留意されたい。
4. 短期借入金の限度額 ・単年度400百万円を限度とする	・400百万円を限度とする	—	平成21年度は該当なし	—
5. 重要な財産の処分等に関する計画		—	平成21年度は該当なし	—
6. 剰余金の使途 ・研究開発及び研究基盤の整備充実に使用する		—	平成21年度は該当なし	—

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項				—
(1) 施設及び設備に関する計画		A	研究環境の改善に向けた優先度を勘案し、計画通り改修工事等を実施している。特に21年度は、研究開発に必要な実験施設の整備を計画通り実施し、中期計画達成に向けて着実な実施状況にある。	
(2) 人事に関する計画 国、大学、民間研究機関等との人事交流を推進するとともに適切な人員管理に努める - 人件費について、平成17年度予算額に対し平成22年度までに5%以上を削減する	国、大学、民間研究機関等との人事交流の進め方を検討する - 適正な人員管理を実施する - 人件費について、平成20年度予算額に対し0.5%削減した予算の範囲内で適切に執行する - 国家公務員の給与構造改革等を踏まえ給与規程等を見直しする	A	- 人件費は17年度予算に対して6.2%削減した予算の範囲内（目標：22年度末までに5%以上削減）で適切な執行を行うなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。なお、実績ベースでは3.3%削減となっているが、平成22年度末までには適切な人員管理により5%以上の削減を達成できるとの展望も示されており評価できる。 - 給与水準の対国家公務員指数については、事務・技術職員で104.3、研究職員で102.7となっている。	研究機関として優秀な人材確保に努められたい。

＜記入要領＞・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評価の分布状況（項目数合計：20項目）

（20項目）

SS	0項目	
S	9項目	
A	11項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

○研究開発関連

- ・「低炭素社会」「住宅等の長期使用」など社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の70.4%を充当し（目標は概ね70%）、重点化を図るとともに、「建設廃棄物に由来する再生骨材・木質再生材料の活用技術の開発」など建築基準法等の技術基準に反映させるような質の高い成果をあげていることを評価。
- ・基盤研究として、アジアなど開発途上国における地震災害低減、環境改善に関する課題のほか、社会的ニーズに応える研究にも意欲的に取り組んでおり、長周期地震動の発生時に高層建築物が損傷する可能性に関するデータ・知見を整備するなど、社会的に注目され、かつ将来の技術基準整備につながる成果を着実にあげていることを評価。これらの成果のなかには、世界をリードするものもある。
- ・目標（40件程度）を大きく上回る78件の共同研究を国内外で実施していることを評価。その成果には、カナダの研究機関との共同研究で開発した大地震時における木造住宅の倒壊に至るまでの挙動を解析する数値計算手法など世界をリードするものもある。
- ・目標（客員研究員・交流研究員20名程度、海外から15名程度）を大きく上回る客員研究員・交流研究員47名、海外研究員35名を受け入れ、研究者の交流を積極的に行っていることを評価。
- ・建築研究所が世界をリードしている蒸暑地域向け省エネ技術をアジア等に普及する建築環境技術研修を開始するなど、住宅の長寿命化や省CO2技術の推進とその普及に大いに貢献したことを評価。
- ・UNESCO（国際連合教育科学文化機関）本部の協力による「建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト」において、プロジェクトの中核機関として着実にアクションプランを推進したことを評価。
- ・日本政府による中国・四川大地震の復興支援策として、今後3年間で5,000名の耐震技術者を育成する「中国耐震建築研修」を平成21年度から開講し、中国人指導者候補の研修生として毎年20名の受け入れを開始しており、復興支援策において大きな役割を果たしていることを評価。

○業務運営の効率化関連

- ・機動性のある組織体制の構築、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保など、業務運営の効率化に着実に取り組んでいる。
- ・以上のとおり、業務全般について中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・社会経済的な変動に伴って研究課題も変化するので、進捗状況をみながら研究方向を的確に判断するため、臨機応変に対応できる体制により、研究開発に取り組まれない。
- ・一般住宅において環境問題に対する国民の意識の一層の向上につながる研究を期待する。
- ・優良住宅を社会資産として整備して海外に技術移転できる研究、住宅・建築等の国際技術基準につながる研究、建築技術の高度化に伴い複雑化する技術基準の円滑な運用に資する研究に取り組まれない。
- ・研究・業務の運営にあたり、自己収入の拡大を図られたい。

(その他)

- ・研究開発関連では高い評価（S）が多く、業務運営の効率化関連の評価はすべてAであり、結果的に全体としては着実な実施状況（A）にあるという評価となった。今回の評価内容を研究開発関連の項目と業務運営の効率化関連の項目に分類すると、次のとおり。
研究開発関連（11 項目）・・・S：9項目、A：2項目 業務運営の効率化関連（9 項目）・・・A：9項目
- ・次期中期目標期間における評価に際して、研究開発系独法の特性を踏まえた評価ができるよう評価項目を検討する必要がある。

総合評定

（SS, S, A, B, C の5段階）

A

（評定理由）

個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定は A とする。

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
○政府方針等 ①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応 ②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。 ③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	①平成22年4月の事業仕分けで対象となった「建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等」については、平成22年度予算の執行において基準作成関連以外の研究(地震工学に関する研修関連のものを除く。)を実施しないこととした。平成23年度についても、同様に研究の重点化・効率化に努めるとともに、今後の独立行政法人全体の見直しに適切に対応する予定。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。研究の一層の重点化・効率化や、今後の独立行政法人全体の見直しへの対応にあたっては、建築・都市計画に関する技術は国のかたちをつくる要であることを明確にしたうえで取り組むべきである。
	②建築研究所の研究開発は、住宅、一般建築及び都市に関する国の技術基準に反映させるための研究に重点化を図っており、今後も総点検を行い、一層の重点化・深化を図る予定である。地震工学に関する研修は、国連等の国際機関や途上国で帰国後指導的立場にたつ行政官又は研究者に対して、技術の普及方策やマネジメント、最新の知見など地震工学に関する総合的な知識を効率的に修得させる研修を実施している。このように、建築研究所の業務は民間の主体に委ねた場合には実施されないおそれのあるものである。	左記実績欄の内容について確認した。法人の研究開発については、国の技術基準等に反映されるような成果が数多く認められる。研究課題の総点検にあたっては、法人の業務が民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されるよう、十分に留意し実施されたい。
	③建築研究所の研究開発は、建築基準法などの国の技術基準等への反映させることにより、民間で活用され、我が国の住宅、一般建築、都市の質の確保・向上に貢献するためのものであり、他の独立行政法人等の研究開発と研究の目的や成果の反映先、研究対象が異なり、重複はない。また、研究課題の特性に応じ、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効果的、効率的であると見込める場合には、適切な役割分担のもとで共同研究を実施している。国際地震工学研修は、開発途上国からの研修生を対象とした地震工学に関する総合的な研修として、わが国唯一のものである。今後の独立行政法人全体の見直しに合わせて適切に対応する。	左記実績欄の内容について確認した。今後の研究開発にあたっては、引き続き他の研究機関との重複排除や研究テーマに応じた効率的な役割分担と連携を図っていくべきである。

	実績	評価
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか) ②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組	①該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
	②競争的資金等外部資金の積極的獲得、施設・設備の効率的利用及び施設使用料の増額改訂検討により、自己収入の拡大を図っている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。競争的資金の課題数は増加したものの、金額ベースでは横ばいであること、施設・設備の貸出しは件数ではほぼ前年度並みであるものの金額では4割減となっていることから、今後は更なる自己収入の拡大に向けた取組みに努められたい。
○保有資産全般の見直し(実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv)資産の利用度等 v)経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、	①保有する実験施設等は、研究開発等のために有用かつ必要で有効活用しており、資産の規模も適切である。施設はいずれも所内にある。主要財産については減損調査を行っており、経済合理性も認められる。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
	②賃借する建物は、国土交通省から貸与を受けている所の本館及び付属建物等である。所の業務の運営上、有用かつ必要で有効活用しており、規模及び経済合理性も適切である。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。

	実績	評価
ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)	③屋外火災実験場観測制御室を20年度に廃止しており、引き続き保有資産の見直しに努める。見直し状況については、監事等によるチェックを受ける。 また、研究に支障のない範囲で実験施設等を外部機関に貸し出ししている。 さらに、建築研究所法に基づき剰余金等の剰余の額を中期目標期間終了時に国庫に納付する予定。 なお、福利厚生施設等は保有していない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii) 政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii) 効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組 ④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)	④東京事務所、海外事務所は設置していない。また所内にある研修施設は実習室等であり、年間を通して、地震工学に関する研修のために有効活用している。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 ②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状	①該当しない。 ②運営費交付金及び施設整備費補助金について、必要とする時期に適正な現金の交付を受けている。	左記実績欄について該当しないことを確認した。 左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。

	実績	評価
況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組	③該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討 ④積立金の規模	④平成21年度末時点の利益剰余金は73百万円(研究開発及び研究基盤整備積立金(目的積立金)3百万円、積立金70百万円)である。	左記実績欄の内容について確認した。法人の利益剰余金等の規模は適切であると認められる。今後自己収入の拡大等により、さらに増えることを期待する。
(知的財産等) 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	権利化の可能性が低いと判断された段階で取下げを行っている。今後さらに、情勢の変化に伴い費用対効果が得られない案件を見極めるべく適正管理に努めていく。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
○資産の運用・管理 (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組	①保有する実験施設等は研究開発等のために有効活用している。また、自己収入の拡大のため、外部が利用可能な期間等も公表し、施設の効率的利用に取り組んでいる。維持管理経費及び施設利用等収入は適切に把握している。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握	②賃借する建物は、国土交通省から貸与を受けている所の本館及び付属建物等である。所の業務の運営上、有用かつ必要で有効活用している。維持管理業務は、国土交通省との協定に基づきアウトソーシングをしており、その経費も協定に基づき国土交通省と適切に分担している。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
	③宿舎を有していない。	法人は宿舎を有していないことを確認した。

	実績	評価
iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ③宿舎(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 ④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 ⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 ⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	④所内にある研修施設は実習室等であり、年間を通して、地震工学に関する研修のために有効活用している。また、宿泊施設、ホール、会議所(借上物件を含む)は保有していない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
	⑤平成21年度の展示館の利用者は2,433名である。また、施設は研究所内にあるため経費は主に光熱水料であり適切に管理運営している。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
	⑥高額な設備・機器は研究開発に必要な実験設備・機器であり、有効活用している。車両は日常業務に使用し、適正に運行している。なお、船舶は所持していない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 ②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組	①該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
	②該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等	特許等の出願は毎年度積極的に実施し、特許登録は32件になる。平成21年度活用実績は約130万円の収入を得た。出願に関する方針及び所内審査体制は「職務発明取扱規程」として定め、組織的に対応している。更なる特許等の活用を図るため、建築研究所が保有している特許に関する情報の発信を平成21年度から開始したところである。所のミッションは国の技術基準等へ反映するための研究を行うことであり、知的財産の活用目標はなじまないため設定していない。	左記実績欄の内容について確認した。更なる特許等の活用を図るため、特許の情報発信を開始するなど、法人の取組は評価できる。
○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く) ②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 ③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 ④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 ⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況	①該当しない。 ②平成22年5月6日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直し」を遵守している。 ③保険料については、研究所が国土交通省共済組合本省支部の所属所であり、国と同様の負担割合になっている。 ④建築研究所の旅費規程において、支度料は存在しない。 ⑤ラスパイレス指数は、事務・技術職員が104.3、研究職員が102.7とそれぞれ国家公務員よりも高くなっている。この理由は、今回の比較指標の対象となった職員は少数であり一人一人の結果が数値に現れやすいこと、及び対象者の年齢が国家公務員の平均年齢に比べて高いこと等があげられる。監事監査では「職員の給与水準は給与規程上国家公務員と同等となっており、適切かつ妥当な水準と考えられる」との意見を頂いている。	左記実績欄について該当しないことを確認した。 総務省行政管理局通知の内容を遵守していると認められ、評価できる。 左記実績欄の内容について、妥当であると評価。 左記実績欄の内容について、妥当であると評価。今後も、必要に応じて、実情に見合った規程改訂に取り組まれない。 法人の給与水準が国家公務員よりも高くなっているが、左記実績欄の理由によりやむを得ないものであると認められる。今後も引き続き適正な人件費管理に努力すべきである。

	実績	評価
⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望（併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由）	⑥ラスパイレス指数は、事務・技術職員が104.3、研究職員が102.7とそれぞれ国家公務員よりも高くなっている。この理由は、今回の比較指標の対象となった職員は少数であり一人一人の結果が数値に現れやすいこと、及び対象者の年齢が国家公務員の平均年齢に比べて高いこと等があげられる。監事監査では「職員の給与水準は給与規程上国家公務員と同等となっており、適切かつ妥当な水準と考えられる」との意見を頂いている。	法人の給与水準が国家公務員よりも高くなっているが、左記実績欄の理由によりやむを得ないものであると認められる。今後も引き続き適正な人件費管理に努力すべきである。
	⑦監事監査において「職員の給与水準は給与規程上国家公務員と同等となっており、適切かつ妥当な水準と考えられる」との意見を頂いている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の給与水準の適切性について監事監査を受け、「適切かつ妥当な水準」との意見を得ており評価できる。
	⑧総人件費改革の取組状況は、平成17年度の予算額に対し、平成21年度は目標値である5%を超え、6.2%削減した。決算額については、平成17年度の決算額に対し、平成21年度は3.3%の削減となった。適切な人員管理により、平成22年度末までに、決算ベースでも5%削減を達成できる見込み。また、ラスパイレス指数は、事務・技術職員・研究職員ともに前年度よりも高くなっている。この理由は、今回の比較指標の対象となった職員は少数であり一人一人の結果が数値に現れやすいこと、及び対象者の年齢が国家公務員の平均年齢に比べて高いこと等があげられる。	左記実績欄の内容について確認した。決算ベースでは平成21年度時点で3.3%の削減となっているが、平成22年度末までには適切な人員管理により5%以上の削減を達成できるとの展望も示されており評価できる。 また、法人の給与水準が国家公務員よりも高くなっているが、左記実績欄の内容の理由によりやむを得ないものであると認められる。今後も引き続き適正な人件費管理に努力すべきである。
○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応 ②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標（件数）の達成状況 ③随意契約による契約において再委託	①複数年契約については、契約業務取扱規程において、新たに規程を定め、取扱いを明確化した。総合評価方式については、ガイドライン、実施要領を整備し、22年度より開始することとした。	左記実績欄の内容について確認した。昨年度政独委から指摘された事項に適切に対応していると評価。

	実績	評価
割合(金額)が50%以上の案件がないか。 ④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	②「随意契約の見直し計画」に基づき平成20年度から真にやむをえないもの以外は一般競争入札等に移行した。平成21年度の随意契約は、9件(8.8%)で30,380千円(5.5%)となっている。	左記実績欄の内容について確認した。「随意契約の見直し計画」の取組状況は評価できる。平成21年度の契約実績は、競争性のない随意契約が件数及び全契約に占める件数の割合で増加し、金額及び全契約に占める金額の割合も増加している。国民への説明責任を果たす観点から、競争性のない随意契約の割合が増加している場合には、その理由を明確にすべきである。
	③随意契約に限らず、業務の全部または主体的部分を第三者に再委託することを原則として禁止する内部規程を整備している。平成21年度の随意契約による契約において再委託の実績はない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は適切であると評価。
	④平成21年度は「一者応札・一者応募に係る改善方策」をとりまとめ・実施した結果、競争入札88件のうち一者応札は64件(72.7%)で、前年度より9.7%低下した。一者応札の割合が高い理由としては、研究に関する業務の特殊性、研究・実験施設等の保守点検業務における専門性などがある。契約監視委員会の報告を踏まえ、要因分析のためのアンケート調査等の改善策を講じた。更なる競争性を確保するため、今後も新たな方策を検討していく予定。	左記実績欄の内容について確認した。一者応札の割合が昨年度より減少しており評価できるが、依然として高い水準(前年度の全研究開発独立行政法人の平均値は64%)であり、今後も契約監視委員会の報告を踏まえ、更なる競争性の確保に努められたい。
○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	①組織、人事、予算、研究開発など組織運営全てについて、理事長が意思決定を行っている。	法人の長がリーダーシップを発揮していると認められ評価できる。
	②所内会議、理事長による職員との意見交換会等により、法人のミッションを役職員に具体的に周知徹底している。	法人のミッションを役職員に具体的に周知徹底していると認められ評価できる。

	実績	評価
④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	③所内会議、理事長による職員との意見交換会により、情報の共有化に努めるとともに、法人のミッションの達成を阻害する課題の把握を行っており、例えば、研究開発の実施が必要な中で運営費交付金が毎年減額されるなど、課題が発生した場合は、理事長ら幹部が対策をまとめ、所内に周知・対応しており、その仕組みは適切に構築されている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は適切であると評価。
	④所内会議等により理事長は内部統制の現状を把握している。さらに平成21年度より理事長が研究グループ等別に職員と定期的に懇談する意見交換会を開始した。内部統制の充実・強化する課題が生じた場合は、理事長ら幹部が対策をまとめ、所内に周知・対応している。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組みは評価できる。
○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 ①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。 ②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	①独立行政法人通則法に基づき、国土交通省が定める中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画を定めている。また、研究開発の実施にあたり、理事長は研究評価及び進捗状況ヒアリングを研究グループ単位ごとに実施し、適切な研究計画となるよう指導している。評価の指標は、公表している「研究評価実施要領」において、評価項目として定めている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組みは評価できる。

	実績	評価
	②研究開発の実施にあたり、理事長は研究評価実施要領に基づく研究評価及び年度計画に基づく研究計画の進捗状況ヒアリングを実施している。その結果に基づき研究計画は更新される。また、理事長は研究評価結果を基に研究予算の配分を行っている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
○その他内部統制 ① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。 ②監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。 ③各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	①理事長は所のマネジメントを適切に遂行しており、それを踏まえた上で、監事は監事監査を実施している。監事は監査の結果を文書等で理事長に通知するとともに、理事ら幹部も同席の下で面談によっても通知している。	監事監査は、法人の長のマネジメントに留意して実施されていると認められ、評価できる。
	②理事長は所のマネジメントを適切に遂行しており、それを踏まえた上で、監事は監事監査を実施している。監事は監査の結果を文書等で理事長に通知するとともに、理事ら幹部も同席の下で面談によっても通知している。	監事は監査の結果を文書及び面談により法人の長及び幹部に対して報告していると認められ、評価できる。
	③研究評価実施要領は公表している。また、重点的研究開発課題は外部有識者による評価を受けており、その結果は公表している。さらに、評価結果を踏まえ、研究計画の更新や研究成果の普及等の改善を行っている。 財務状況については、監事や会計監査人の監査のほか、契約監視委員会のチェックを受け、結果を公表しており、意見を踏まえた改善を行っている。この結果、一者応札の割合は前年度より低下した。	研究評価結果の公表と活用、財務状況に関する監事等による監査結果の公表と活用が行われており、対外的な透明性が確保されるとともに、事業の実効性が上がっていると認められ、法人の取組は評価できる。
○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性	①該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
	②該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
③関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性 ④競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	③該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
	④該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況 ②業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察	①所内に次期中期計画検討会議を設置し、今期中期目標期間中に取り組むこととされている事項（取組時期が明記されていないものも含む）の進捗状況を確認するとともに、目標期間終了時の見直しについて検討している。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
	②次期中期計画検討会議等の所内会議、理事長による職員との意見交換会により、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察を行っている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 ①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ ②法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ	①平成20年度末に社会的要請の変化に即応して重点的研究開発課題を見直し、平成21年度に当該研究課題に着手した。また、建築研究所講演会、施設の一般公開、公開実験の際には来場者アンケート等を実施し、広報誌においても質問を受け付けており、国民の質問・意見を活用して組織運営の改善・活性化を図っている。さらに研究開発にあたり、各種委員会等への参加により民間や国の関係者の意向を十分にくみ取って実施することとしている。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。

	実績	評価
	②研究者の意欲向上と能力開発等を図るため研究者業績評価システムを平成21年度より運用開始した。組織の姿勢、ミッションを職員に徹底するため、毎週の所内会議、理事長による職員との意見交換会を開催した。若手研究者の育成のため、所内で春季発表会を開催した。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組が研究者の表彰につながるなどの成果を上げており、適切であると評価。
○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(4法人6事項)への対応状況(当該法人のみ)	①「最上級の評定とするにあたっては、その根拠を明確にすべき」については、国土交通省独立行政法人評価委員会がより評価しやすくなるよう、業務実績報告書等説明資料の充実を図った。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は評価できる。
	②「総人件費改革の達成状況は、予算ベースだけでなく実績ベースでも検証すべき」については、平成17年度の予算額に対し、平成21年度は目標値である5%を超え、6.2%削減した。決算額についても、平成17年度の決算額に対し、平成21年度は3.3%の削減となっており、適切な人員管理により、平成22年度末までに、決算ベースでも5%削減を達成できる見込み。	左記実績欄の内容について確認した。決算ベースでは平成21年度時点で3.3%の削減となっているが、平成22年度末までには適切な人員管理により5%以上の削減を達成できるとの展望も示されており評価できる。